

市第167号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

現在、直営で管理を行っている金沢区の富岡総合公園及び栄区の小菅ヶ谷北公園を、指定管理者に管理を行わせる公園として追加し、事業者のノウハウやアイデアを活かし、より効率的・効果的な管理運営を行ないつつ、利用者サービスの向上を図ります。

2 公園の概要

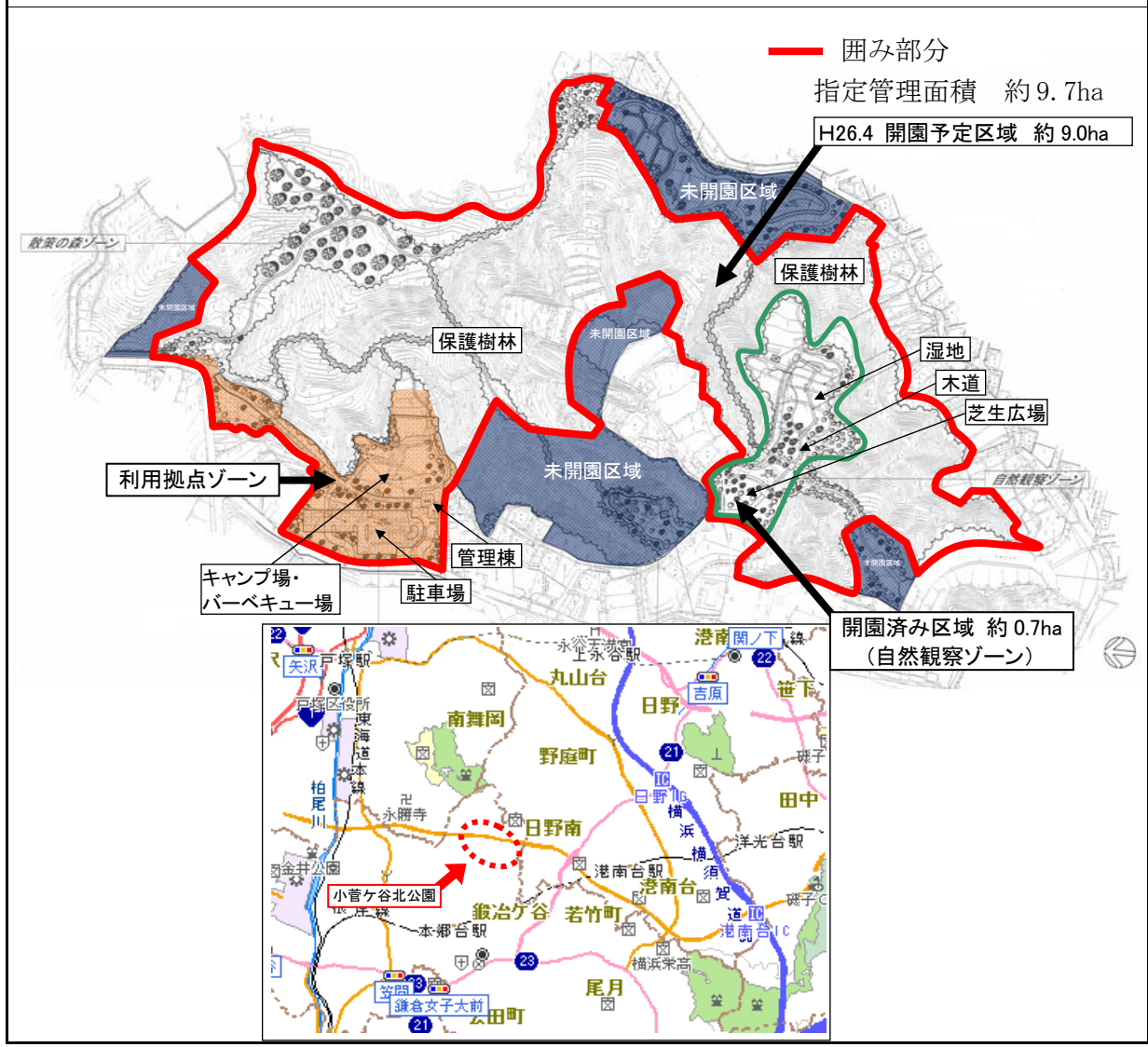
富岡総合公園【金沢区】	
公園概要	<ul style="list-style-type: none"> ■所在地：横浜市金沢区富岡東2-9 ■開園：昭和50年3月(総合公園) ■面積：約 21.9ha ■今回指定管理面積：約 21.0ha ■主な施設：アーチェリー場、アスレチック広場、芝生広場、ボタン園、梅林、地元管理施設(多目的運動広場、テニスコート) 他 ※アーチェリー場は、すでに指定管理に移行しているため、今回の指定管理エリアから除く。
平面図	

小菅ヶ谷北公園【栄区】

公園概要

- 所在地：栄区小菅ヶ谷四丁目31番ほか
- 開園：平成21年6月一部開園〈風致公園〉
- 面積：計画面積 約 12.7ha
- 今回指定管理面積：約 9.7ha
 - ①開園済み区域(自然観察ゾーン) 約 0.7ha
 - ②H26.4開園予定区域 約 9.0ha
- 主な施設：キャンプ場、バーベキュー場、管理棟、駐車場、湿地、木道、芝生広場 等
 - ①開園済み区域(自然観察ゾーン) 湿地、木道、芝生広場 他
 - ②H26.4開園予定区域 キャンプ場、バーベキュー場、管理棟、駐車場 他

平面図



3 施行期日
平成 26 年 4 月 1 日